

「妊婦のための支援給付」のお知らせ

子ども・子育て支援法の改正により、三宅町出産・子育て応援給付金は、令和7年3月31日で終了し、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」制度が開始されました。

なお、新制度により給付にかかる申請方法も合わせて変更となります。

「妊婦のための支援給付」について

※令和7年4月1日から開始

すべての妊婦に対して5万円、妊娠しているお子さま1人につき5万円を支給します。
対象となる方には、妊娠届出時に保健師からご案内します。

1. 妊婦のための支援給付の対象者と支給内容

対象者

令和7年4月1日以降に出産された方または出産予定の方

支給内容

妊婦支援給付金(1回目) 妊婦給付認定後、妊娠1回につき5万円給付

妊婦支援給付金(2回目) 妊娠中のお子さまの人数を届出してから、お子さま1人につき5万円給付(出産予定日の8週間前の日以降)



2. 給付を受け取るまでの流れ

1) 妊婦支援給付金(1回目)の流れ

① 妊婦給付認定の申請



② 妊婦給付認定



③ 1回目の給付金支給

妊娠届出時に申請の案内をします。

申請書、本人確認書類、口座確認書類を提出してください。

申請書を確認します。

指定された申請者(妊婦)名義の口座に振込みます。

申請書の受理後、1~2か月後に振込まれますので、振込まれているかご確認ください。

2) 妊婦支援給付金(2回目)の流れ

① 胎児の人数の届出



② 届出書の確認



③ 1回目の給付金支給

出生届出時に申請の案内をします。

届出書、母子健康手帳、口座確認書類を提出してください。

(出産予定日の8週間前以降であれば、手続きは可能です。

出産前に給付を受けたい場合は健康子ども課へご連絡ください。)

届出書を確認します。

指定された申請者(妊婦もしくは産婦)名義の口座に振込みます。届出書の受理後、1~2か月後に振込まれますので、振込まれているかご確認ください。

支給の流れ

妊娠が分かたら…



3. 手続き方法・注意事項

- ※ 妊婦支援給付金（1回目）は、令和7年3月31日までに妊娠届を提出し、すでに**出産応援給付金（出産応援ギフト）**を受け取られた方は対象になりません。
令和7年4月1日以降に妊娠届を提出された方には、**手続きに必要な書類をご自宅へ郵送**しますので、お手元に届きましたら必要事項を記入し、三宅町健康子ども課へご提出ください。
- ※ 妊婦支援給付金（2回目）は、令和7年3月31日までに出産し、すでに**子育て応援給付金（子育て応援ギフト）**を受け取られた方は対象になりません。
令和7年4月1日以降に出産された方には、**手続きに必要な書類をご自宅へ郵送**しますので、お手元に届きましたら必要事項を記入し、三宅町健康子ども課へご提出ください。
- ※ 転入などにより、**他の市区町村で妊婦支援給付金（1回目、2回目）**を受けられた方は対象になりません。
- ※ **流産・死産等の場合も支給対象**になります。令和7年4月1日以降、万が一流産・死産等され、給付金の支給をご希望される場合は、三宅町健康子ども課へご連絡ください。
(母子健康手帳の記録や、医師による胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の人数を証明する診断書等を提示していただくことにより、妊娠の事実を確認します。)



三宅町役場 健康子ども課

〒636-0213 三宅町大字伴堂848-1（あざさ苑内）

TEL：0745-43-3580

FAX：0745-43-2107

mail：kenkou@town.miyake.lg.jp